

伐採及び伐採後の造林の届出書に添付する書類について

このことについて、令和5年4月1日以降の届出に当たっては、次の書類の添付が義務となりました。

記

- 1 森林の位置図及び区域図
- 2 本人確認書類
- 3 他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類（該当する場合のみ）
- 4 土地の登記事項証明書等
- 5 森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類（届出者が土地所有者でない場合）
- 6 隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
- 7 市町村の長が必要と認める書類として伐採及び集材に係るチェックリスト及び搬出計画図

伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類の例

添付書類	具体例
1 森林の位置図及び区域図	<ul style="list-style-type: none">・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの
2 本人確認書類	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・法人の登記事項証明書・法人番号を記載した書類・法人の名称及び所在地を記載した書類 <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・団体の規約・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民票の写し・個人番号カード（表面）・運転免許証・国民年金手帳 等
3 他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	<ul style="list-style-type: none">・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

添付書類	具体例
4 土地の登記事項証明書（準ずるもの）などを含む）など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃借契約書 等
5 森林の土地の所有者ではない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等
6 隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類 ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類 等
7 市町村の長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採及び集材に係るチェックリスト ・搬出計画図 ・他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類 <p>など、地域の実情に応じて市町村の長が必要と認める書類</p>

※1 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、

- ・森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
 - ・伐採権原に関する状況を記載した書面
- の添付も認められます。

※2 次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合は、隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の添付の省略が認められます。

- ・届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- ・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
- ・届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

伐採及び集材に係るチェックリスト（令和6年以降適用）

年 月 日

伐採する者：

森林の所在場所：

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ②伐採する区域の明確化を行う。 ③林地や生物多様性の保全に配慮した伐採・更新方法を採用する。保護樹帯や保残木を設定するとともに、架線や集材路を通過させる影響範囲を最小限にする。 ④伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。 	<input type="checkbox"/>
(2) 林地保全に配慮した集材路^{注1)}・土場の配置・作設 <ul style="list-style-type: none"> ①森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針^{注2)}に規定する森林作業道として作設する。 ②集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ③地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ④土場の作設ではのり面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。 ⑤集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑥集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑦ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地〇次谷や破碎帶等を通過する場合は、極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑪伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑫幅員が3mを超える集材路又は森林作業道は、その面積が1haを超えない。 	<input type="checkbox"/>
注1) 集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。	
注2) 「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）	
(3) 周辺環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 	<input type="checkbox"/>
(4) 生物多様性と景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ①希少な野生生物の生息・生育等を知った場合は、線形及び作業時期の変更等をする。 ②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。 	<input type="checkbox"/>

<p>(5) 路面の保護と排水の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配ができるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。 	<input type="checkbox"/>
<p>(6) 切土・盛土</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連續しないようにする。 ④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。 ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝を設置する。 	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 作業実行上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。 	<input type="checkbox"/>
<p>(8) 事業実施後の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用に努める。 ②枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理し、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。 ③表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ④天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げとならないようにする。 ⑤枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ⑥集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、横断溝等の排水処置を行う。 ⑦伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑧伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。 	<input type="checkbox"/>

搬出計画図（例）

